

神戸市公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第 12 条及び神戸市契約規則（昭和 39 年 3 月規則第 120 号）第 27 条の 12 の規定により、次のとおり公告します。

令和 7 年 5 月 8 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 随意契約に係る特定役務の名称  
一般廃棄物埋立処分
- 2 数量  
18,864 トン
- 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
神戸市環境局東クリーンセンター  
神戸市東灘区魚崎浜町 1-7
- 4 随意契約の相手方を決定した日  
令和 7 年 4 月 1 日
- 5 随意契約の相手方の氏名及び住所  
大阪湾広域臨海環境整備センター  
理事長 服部 洋平  
大阪市北区中之島 2 丁目 2 番 2 号
- 6 随意契約に係る契約金額
  - (1) 処分料金  
1 トン当たり 12,870 円（うち消費税及び地方消費税相当額 1,170 円）
  - (2) 抜取検査経費  
受入廃棄物に応じた分析予定回数及びその分析単価は、表 1 及び表 2 に基づく

表 1 委託廃棄物の種類別の分析予定回数

| 受入廃棄物の種類 | 分析予定回数 |
|----------|--------|
| 焼却灰      | 1 回    |
| ばいじん処理物  | 4 回    |

表 2 委託廃棄物の種類別の分析単価

| 受入廃棄物の種類 | 抜取検査 1 回当たりの分析単価                |
|----------|---------------------------------|
| 焼却灰      | 53,680 円（消費税及び地方消費税 4,880 円を含む） |
| ばいじん処理物  | 57,970 円（消費税及び地方消費税 5,270 円を含む） |

7 契約の相手方を決定した手続

次項に規定する理由により、第5項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。

8 随意契約による理由

広域臨海環境整備センター法に基づき設立した、大阪湾圏域唯一の広域・公共最終処分場を有し最終処分を確実に実施できる団体であるため、契約の相手方が特定されます。

以上の理由から、特許権等の排他的権利若しくは特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号）に該当します。